

# 税務研究会・資産税研究会 テーマ別事例検討会のご案内

## テーマ別事例検討会“遺産分割編”

～税理士が悩んだ税務事例を元国税当局担当官と専門家が検討!!～

ご高尚のとおり、遺産分割それ自体は、本来弁護士等が扱う業務です。

税理士は、その決定された遺産分割に基づいて相続税の申告業務に携わっていくこととなります。

しかしながら、遺産分割がすんなりと実行されるケースばかりとは限りません。

・遺言どおりの分割方法や割合に相続人が納得しない

・相続税の申告期限までに分割がまとまらない

など、様々な事象が発生します。

税理士は、その様々な問題について対応していく必要が出てきます。

そこで今回は、長年国税当局で資産税関係の要職を歴任され、かつ、退官後間もない吉本 寛氏を講師に迎え、遺産分割にまつわる税務の諸問題について、事例検討方式で解説して頂きます。

吉本先生は、法務省に出向し税務に関する訴訟関係の担当官も経験され、租税訟務に精通していらっしゃいます。是非この機会にご受講頂きますよう案内致します。

会場

東京・九州・広島・  
名古屋・大阪

受講料

税理士懇話会、法人税務研究会、資産税研究会、会員：5,000円（税込）/1名様  
税務研究会会員制度（A・B）会員、読者：15,000円（税込）/1名様  
その他：25,000円（税込）/1名様

セミナー開始時間、会場は中面の開催予定表にてご確認ください。

### 解説事例

事例1 調停又は審判により遺産分割した場合の更正の請求期限

事例2 申告期限後に遺産分割した場合の小規模宅地等の特例に係る更正の請求期限  
(国税通則法 2 3 条 1 項による更正の請求との関係)

事例3 小規模宅地等の特例の適用宅地及び適用者を遺言で指定することの可否

事例4 相続税の申告期限までに再分割した場合の課税関係

事例5 全ての財産を相続させる旨の遺言に基づき土地の相続登記後に遺言内容と異なる遺産分割をした場合の国税庁質疑応答事例との関係

事例6 数次相続における登記実務との関係  
(第 2 次相続に係る被相続人が第 1 次相続の遺産を取得したとする相続税の申告の可否)

事例7 被相続人の準確定申告に係る所得税額と相続税の債務控除

中面にて解説事例を一部ご紹介しております。

※事例解説には、講師による私見も含まれます。また、今回取り扱う事例は、資産税事例検討会にて解説した事例を含む場合がございます。予めご了承ください。  
※事例につきましては、予定のものも含まれています。変更となる場合もございますので、予めご了承ください。

主催

株式会社 税務研究会

資産税実務では避けて通れない、デリケートな税務判断を求められるケースを想定して、税理士懇話会(資産税研究会)に寄せられた研究事例をはじめ、実務家が抱えている“生の事例”の中からいくつかピックアップし解説いたします。

## 解説事例(一部抜粋)をご紹介します

～下記以外の事例は、セミナー当日にご紹介いたします～

### 調停又は審判により遺産分割した場合の更正の請求期限

#### 【質問】

相続税の期限内申告書は、遺産未分割のため法定相続分の割合に従って遺産を取得したものとして計算し(相法55)、「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出していたところ、遺産分割調停等に時間がかかり、3年以内に分割できないやむを得ない事情があるとして税務署長の承認を受けている(相法19条の2②、相令4条の2)。

今般、次のとおり遺産分割が完了し、配偶者に対する相続税額の軽減(相法19条の2)の適用を受けるため、更正の請求(相法32①八)をするが、更正の請求期限の起算日は、被相続人甲の場合は調停調書の謄本交付日である平成29年5月26日、被相続人乙の場合は最高裁決定日の平成29年7月11日で良いか?

### 申告期限後に遺産分割した場合の小規模宅地等の特例に係る更正の請求期限(国税通則法23条1項による更正の請求との関係)

#### 【質問】

被相続人甲(平成27年12月3日死亡)の法定相続人は長男乙及び二男丙の二人であり、相続税の法定申告期限(平成28年10月3日)までに遺産分割ができなかったことから、期限内申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して、遺産分割後、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措法69条の4)の適用を受ける旨を申し出ていた。

平成29年2月20日に遺産分割協議が成立し、小規模宅地等の特例を適用することができる宅地があり、乙及び丙は、その適用を受けるために更正の請求をする予定であったが、遺産分割協議成立後4月までに更正の請求をすることができなかった。

このような場合には、国税通則法23条1項の更正の請求期限内(法定申告期限から5年以内)であるとしても更正の請求はできないという見解があるようであり、今後、更正の請求をしたとしても特例の適用は認められないことになるのか?

## 講師紹介

### 税理士 吉本 寛氏

国税庁審理室課長補佐、税務大学校教育第一部教授、法務省租税訟務課補佐官、東京国税局横浜中税務署副署長、沖縄国税事務所資産課税課課長、東京国税局課税第一部訟務官室主任国税訟務官、課税第一部資料調査第2課課長、大森税務署署長、緑税務署署長、税理士

### 税理士 中小企業診断士 飯塚 美幸氏

公認会計士辻会計事務所等を経て、平成7年飯塚美幸税理士事務所開業エクスプレス・タックス設立。税理士法人タクトコンサルティングを経て、平成22年松木飯塚税理士事務所を開設。現在、松木飯塚税理士法人代表社員。主な著書として、「小規模宅地特例—実務で迷いがちな複雑・難解事例の適用判断」(清文社)、「税理士のための相続税の実務Q&A贈与税の特例」(中央経済社)。「月刊税理」(ぎょうせい)等への寄稿や研修講師としてもご活躍。資産税研究会会員。

## 全ての財産を相続させる旨の遺言に基づき 土地の相続登記後に遺言内容と異なる遺産分割をした場合の 国税庁質疑応答事例との関係

### 【質問】

被相続人甲に係る遺言等の経緯は次のとおりである。また、積極財産は5億円、債務は1億円であり、法定相続人は長男乙(制限納税義務者)及び二男丙(無制限納税義務者)の二人である。

平成25年〇月〇日遺言

甲が、次の内容で公正証書遺言

- ① 法定相続人のうち乙に甲所有の財産全部を包括して相続させる。
- ② X弁護士を遺言執行者に指定する。

平成29年1月28日 甲死亡

平成29年2月 丙の遺産分割・遺留分減殺請求

丙が、乙に対して遺産分割及び遺留分減殺請求の意思表示

平成29年3月30日 土地の相続登記

乙が、X弁護士へ依頼し、公正証書遺言に基づき、遺産である土地について相続登記

平成29年4月 協議に係る合意案

積極財産は乙が相続し、乙は、丙へ現金3億円を支払う。債務1億円は丙が負担する。

※ 丙が乙に対して、遺産分割するように求め、遺留分減殺請求の意思表示もしている。また、乙が被相続人甲の債務を負担した場合にはその債務は相続税の計算上は債務控除できないため、乙及び丙は、被相続人甲の債務は丙が負担することとするなどの内容で遺産を分割する協議を進めているもの。

国税庁が公表している質疑応答事例「遺言の内容と異なる遺産の分割と贈与税」によれば、上記の内容で合意した場合には、丙が取得する現金は贈与税の課税対象にはならず、相続税の課税対象となり、また、丙が負担する債務は債務控除することができると解して良いか？

## 数次相続における登記実務との関係(第2次相続に係る被相続人が第1次相続の遺産を取得したとする相続税の申告の可否)

### 【質問】

平成28年12月に死亡(第一次相続)した甲の法定相続人は乙(配偶者)及び丙(甲及び乙の子)の2人であり、その遺産分割前の平成29年2月に乙が死亡した(第二次相続)。乙死亡に係る法定相続人は丙1人である。従来の登記実務では、A死亡(第一次相続。法定相続人B及びC)に係る遺産分割前にBが死亡し(第二次相続)、第二次相続に係る法定相続人がCのみの場合に、第一次相続に係る遺産である土地について、唯一残ったCが、第一次相続によりCが直接相続取得した旨の書面(CがAの相続人としての立場及びCがAの相続人たるBの相続人としての立場で、CがAの遺産を分割取得した旨の書面)を添付することにより、第一次相続によりCが相続した旨を登記することができたが、近時の不動産登記に係る裁判例(平成26年9月30日東京高裁判決・平成26(行コ116。第一審は平成26年3月13日東京地裁判決・平成25(行ウ)372。裁判所HP裁判例情報)では、上記の従来の登記実務による登記はできず、第一次相続によりB及びCの共有となり、その後のB死亡(第二次相続)により全てがCに帰属しているから、改めて遺産分割協議を観念する余地がないと判示され、従来の登記実務による登記はできないことになった。

この考え方によると、甲の遺産である土地は、乙死亡により全て丙に帰属しているため、乙が取得するという遺産分割協議を行うことはできず、甲死亡に係る相続税の申告において配偶者に対する相続税額の軽減を適用することはできないのか？

## 開催予定表

場 所	日 時	会 場
東京	9/21(木) 13:30~16:30	中央大学駿河台記念館3階(千代田区神田駿河台3-11-5)
福岡	10/10(火) 10:00~13:00	アークホテルロイヤル福岡天神(福岡市中央区天神3-13-20)
広島	10/11(水) 13:00~16:00	メルパルク広島5階樺の間(広島市中区基町6-36)
名古屋	10/17(火) 13:30~16:30	I M Y(アイエムワイ)ビル(名古屋市東区葵3-7-14)
大阪	10/18(水) 13:30~16:30	OMMビル2階会議室(大阪市中央区大手前1-7-31)

### 【参加費】

税理士懇話会、資産税研究会、法人税務研究会 会員:5,000円(税込)/1名様

税務研究会会員制度(A・B)会員、読者:15,000円(税込)/1名様

その他:25,000円(税込)/1名様

### 【申込方法】

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込ください。受付け完了後、受講票と請求書をお送り致します。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。お早めにお申込ください。

# 申込先 FAX.06-6943-2253

お客様コード			
所在地	〒	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	
事務所名 (会社名)		部課名	
TEL		FAX	
参加者氏名①		参加会場	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 広島 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> 大阪
参加者氏名②		参加会場	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 広島 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> 大阪
参加者氏名③		参加会場	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 広島 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> 大阪
お支払い方法	<input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> 銀行振込(手数料はお客様負担とさせていただきます。)		

HP

\*ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはありません。

【東京:120036/福岡:119830/広島:120035/名古屋:120018/大阪:120011】

お問合せ  
お申込先は

株式会社 税務研究会 関西総局

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル5F

URL <https://www.zeiken.co.jp>

TEL.06-6943-2251